

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項及び地方公営企業法施行令（昭和27年9月3日政令第403号）第21条の13第1項第5号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年9月18日

横浜市契約事務受任者
交通局長 三村 庄一

1 契約の概要

センター北駅キャットウォーク緊急修理工事

2 履行（納品）場所

都筑区中川中央一丁目1番1号

3 契約日

令和8年8月18日

4 履行日又は履行期間

令和8年8月18日から令和8年12月25日まで

5 契約概算金額

¥11,000,000.-（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥1,000,000.-）

6 契約の相手方（名称及び所在）

上條建設株式会社
横浜市戸塚区戸塚町1411番地3

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

センター北駅1階自由通路の一部の天井材が、天井裏の排水管の不具合による漏水の水分を吸収したことで、水分の重みに耐えられず落下しました。

排水管の点検及び修繕のため天井裏を確認したところ、作業用キャットウォークには落下防止用の手摺等が設置されておらず、作業員の安全を確保できない状態であったため、現在はキャットウォークへの立入りを禁止しています。そのため、排水管及び天井材の点検、清掃及び修繕を実施できない状況となっています。

この状態を放置した場合、漏水の継続等により天井材の浸水範囲が拡大し、自由通路利用者の人身事故の発生に繋がるおそれがあります。

したがって、自由通路上部の排水管及び天井材の点検、清掃及び修繕を行う前提として、作業用キャットウォークの安全を確保するための緊急修理工事を速やかに実施します。

8 契約の相手方の選定理由

上記業者は、過去に当該箇所において天井材の落下のおそれが生じた際、応急対応を実施した実績を有しており、当該箇所の構造及び不具合の状況を熟知しています。

また、必要な機材の確保及び作業員の配置体制が整っており、本工事を最も迅速かつ確実に履行できると判断したため、上記事業者を契約の相手方としました。

9 所管課

交通局工務部建築課